〔研究ノート〕

「士農工商」論ノート

大島真理夫

一

江戸時代の身分制を「士農工商」という四身分として理解する考え方は依然として少なくない。『国史大辞典』（第七巻、吉川弘文館、一九八六年）の「士農工商」の項目（朝尾直弘稿）は「江戸時代、社会を構成した主要な身分である武士・農民・職人・商人を指していった言葉」と述べているし、学校の教科書や一般の常識もこのような理解であろう。他方で、近世の地方文書、幕府や藩の法令などでは、「農」「農民」「農人」などではなくもっぱら「百姓」が使われているし、「諸商人」「諸職人」という言い方はされるが、一部の職人を除き、身分を示す呼び方は「町人」であることも常識であろう。先行研究が指摘するように[1]、江戸時代の基本的な身分は「武士・百姓・町人」という三身分として把握しなければならない。

これに対し、「士農工商」と「武士・百姓・町人」は、「農」を「百姓」、「工商」を「町人」と言い換えただけで、同じことであるという反論があるかもしれない。そのような説明は、近世の学者の著作においてもしばしば見られるところである。しかし、「百姓」が農民だけではなく、実に多様な職業の人々を含んでいることは、近年、網野善彦の強調するところであるし[2]、そのような理解では、江戸時代の「百姓」「町人」という身分の特質を十分に理解することは出来ないであろう。

深谷克己は近著において、近世の百姓身分は、「古代百姓課役の中にあった武装自弁の兵役」が侍身分の専門へと分化することによって百姓は被支配身分として固定され、さらに、「在所」と「町地」という形で、支配の空間が政治的に二分され、「その『場所』の区別を出発点にし、ついでそこに特有の役賦課が行われることによって百姓と町人が決定されるという順序」を論じた。在所＝村方の住民が百姓、町地の住民が町人、という領域的性格を主張したといえるであろう。そして、百姓身分を根本的に規定しているのは役負担ではなく年貢であることを明快に述べた。[3] 峰岸賢太郎も、戦国期において百姓として年貢を負担しつつ、同時に軍役も負担する過渡段階の武士の存在を指摘し、深谷に先立って、武士と百姓・町人の区分の過程をほぼ同様に論じている。[4]「役による身分決定論」や「地縁的・職業的身分共同体論」という研究史[5]からは、独立した立場である。

このような理解によれば、そもそも、さまざまな職業のもつ雑多な人々からなっていた古代の「百姓（ひゃくせい）」から、特定の職分を役として勤めることによって成立した諸身分を分化することによって、残余として成立したのが、近世の百姓身分であり、したがって、そこに雑多な職業が含まれているのは当然ということになる。つまり、前者の過程で、武士をはじめとして、公家、僧侶、神官、一部の職人、えた・非人など、職業と役が一致する形で編成された職分的身分が成立する。そして、後者の過程で、残余の部分が行政領域的に村方と町方に区分され、近世の百姓と町人という領域的身分が成立する。百姓と町人は、村方と町方という行政領域が同時に社会的分業のあり方を反映している限りで、農業と商工業の分化に対応しているが、第一義的には領域による区分であり、農業・商工業という職業を直ちに身分に編成したものではないことは明白である。私は近世の身分制をこのような二系統で理解したいと考えている。[6]

江戸時代の制度としての身分制を以上のように把握できるとすると、一体「なぜ」、また「いつ頃」から、「士農工商」の四民が江戸時代の基本的身分であるという理解＝イデオロギーが生じてきたのか、ということは重要な問題であると思われる。以下は、この問題に関する研究のためのきわめてラフなスケッチである。

二

まず、「士農工商」論が広まる以前の百姓論として、『本佐録』を取り上げたい。[7] よく知られているように、本書は「天下国家を治むる御心持の次第」に関する書であり、安定した国家統治を行うための要諦を述べることが主題となっている。本多佐渡守正信の著と伝えられるが、確証されてはいない。本書の百姓論は、「百姓は財の余らぬ様に不足なき様に、治る事道なり」という過酷な百姓支配原則の主張といわれ、有名である。しかし、そのような理解は特定の江戸時代観からの強引な解釈と思われる。前後関係のなかでテキストを読んでみれば、決して過酷な支配を説いたものではないことは明らかである。当該の部分は次のごとくである。[8]

百姓は天下の根本也、是を治るに法有、先一人々々の田地の境目を能立て、扨一年の入用作食をつもらせ、其餘を年貢に収へし、百姓は財の餘らぬ様に不足なき様に、治る事道なり、毎年立毛の上を以納事、古の聖人の法也、如斯収時は過不及なし、又九月十月の間に、国の中の道橋を造営して、往還の煩いなき様にすべし、入用は公儀より扶助すべし、此外に少も民をつかふべからず、又田地になき米をとり、横役に懸て、百姓つかるる時は、田にこえをする力なく、田畠をかへす事も半作成に依て、物成あしく、此故に国つかれ民亡び、天下国家の費一倍二倍にあらず、其上に民の恨天に通じ、つみ天子一人の身にせまる……

ここで注目されるのは、百姓支配の根本は、所持地を確定し、再生産必要額を見積もらせて、残余を年貢として収納する、ということが第一に書かれていることである。前述の「百姓身分を確定するのは年貢である」という理解に対応しているといえるであろう。さらに、「百姓は財の余らぬ様に不足なき様に」という原則であるが、それはむしろ統治者に対して百姓の再生産の保障することを義務として課す文脈の中でのものであり、それが果たせない場合には統治者は支配の正当性を失う、という政権崩壊への論理も述べられていることも重要である。こうした論理は、「年貢さへすまし候得ハ、百姓程心易きものハ無之」という「慶安の御触書」の論理とも共通するものである。[9] いわば、統治者からの百姓論といってもよいであろう。近世においては、百姓は年貢を上納する被治者、被支配身分であ

る。百姓という言葉で表現された場合、社会の対等な構成員という視点ではなく、統治者対被治者という文脈に位置づけられる。しかし同時に、そこには、被治者は天下＝社会全体の問題には責任を負わないので、「年貢さえ済ませば百姓ほど気楽なものはない」という論理、反対に統治者は安定した社会を維持する責任があり、それを放棄した場合には天から処罰を受けるという責任論理も含まれていたことに注目しておきたい。[10]

これに対し、「士農工商」論は、そもそも社会を構成する不可欠の四つの職業を述べたものである。原理的には、職種は異なるがそれぞれの仕方で社会に貢献しているのであり、その意味で四民は対等な価値を持つことになる。

この点について、深谷克己は近世の百姓の、社会の中で誇らかな「御百姓という存在」の意識を論じるなかで、『農業全書』や『百姓伝記』を傍証として引用するが、「百姓」と『農業全書』が使う「農人」、『百姓伝記』の「土民」という用語の異同には注意を払っていないように見受けられる。[11] 私は、『農業全書』冒頭の「農事総論」で、著者が「百姓」ではなく「農人」、「農業をつとむる人」という言葉で、農民の仕事の高い社会的意義を述べたことに注目したい。[12] そこには、上下関係の論理は見られない。社会にとって不可欠な仕事として、さらに他より一層根本的な職業としての農業の意義を強調するためには、「百姓」ではなく、「農人」、「農業を勤むる人」という言葉が必要であった、といえるのではないか。これに対し、『百姓伝記』の巻二「五常之巻」は、百姓＝「土民」が勤めるべき「仁義礼智信」の五常の徳目を、「天子」「上たる御人」「武士」などと並行させながら論じているのであり、ここから、独立した「農人」としての誇りを読みとることは困難である。[13] あくまで、被治者としての地位を前提として、そこで守るべき徳目を統治者側の徳目と並行的に論じているに過ぎない。岡光夫は日本農書全集版『百姓伝記』の解題において、古島敏雄の研究を発展させ、『百姓伝記』の著書は西三河地方に居住した「武士ないし一、二代前までは武士的生活をしたことのある上層農民」[14]と推定している。私は、「百姓」＝「土民」という言葉と、「農人」という言葉には、かなり根本的な意味の違いを見なければならないと思うのである。すなわち、「百姓」という言葉では、たとえ「御百姓」といわれても、必然的に他方

の極における統治者（たとえ一般的な「天子」としても）の存在を前提とせざるを得ないのに対し、「農人」、「農業を勤むる人」という言葉を使うことによって、現実の身分的支配関係から離れて、職業としての農業の意義を強調することができたと考えるものである。

三

全くの管見ではあるが、近世の著作の中で明確に「士農工商」論を展開したものとして、西川如見の『町人嚢』（享保四年）、『百姓嚢』（享保一六年）は早いもののように思える。如見は、「五等の人倫」論[15]に依りながら、近世社会論を展開する。「五等の人倫」とは、天子、諸侯、卿大夫、士、庶人の五つである。これは、日本では、それぞれ、天子＝禁中（天皇）、諸侯＝諸大名、卿大夫＝旗本のうち物頭の地位にある者、士＝一般の旗本、に当たる。大名・旗本の家臣は将軍から見ると陪臣なので家老クラスを除いて、庶人とする。この庶人に、四民＝士農工商の別がある[16]。

扨庶人に四つの品あり。是を四民と号せり。士農工商これなり。士は右にいへる諸国又内の諸侍なり。農は耕作人なり。今は是を百姓と号す。工は諸職人なり。商は商売人なり。上の五等と此四民は、天理自然の人倫にて、とりわき此四民なきときは、五等の人倫も立つことなし。此故に、世界万国ともに此四民あらずといふ所なし。此四民の外の人倫をば遊民といひて、国土のために用なき人間なりと知べし。此四民のうち工と商をもつて町人と号せり。いにしへは百姓より町人は下座なりといへども、いつ比よりか天下金銀づかひとなりて、天下の金銀財宝みな町人の方に主どれる事にて、貴人の御前へも召出さるゝ事もあれば、いつとなく其品百姓の上にあるにこたり。

ここにはいくつか注目すべき論点がある。まず、「士農工商」は世界万国に共通して、社会の存立に不可欠の仕事である、という点である。如見は「士農工商」を、あくまで身分区別ではなく、職業の区別として述べている。そして、現在では「農」を「百姓」、「工商」を「町人」と呼ぶ、という。如見の場合、「百姓」は農、「町人」は工商、を言い換えたものであり、被治者、年貢を負担する者という意味での、百姓、町人、という言い方ではないことに注意したい。職分としての「士農工商」の論理が先なのであ

る。と同時に、かつては百姓（農）は町人（工商）より上であったが、現在では事実上逆になっているという身分論としての議論もすでに見られることも注意しておきたい。

如見は、上記に続いて、水が万物の下にあって万物を潤すように、町人も四民の下に位置して社会を潤すという役割を果たすのであり、その位置に甘んじて他を羨まずに質素倹約を守っていけば、一生の楽しみは尽きることがないといって、町人生活の謳歌を勧めるのである。

百姓についてもほぼ同様である。[17]

一、百姓といふは、士農工商の四民、総ての名なり、いつの頃よりにや、商工を都て町人といひ、農人を百姓といふ事になりぬ（中略）、世界万国、いづれも此四民に産業あらずといふ所なし、取分唐土本朝、この四民を貴ぶ事、聖人の書籍、又は神道の書紀に見えたり、此故に百姓の二字を、おほんたからとよめるも貴べるにあらずや

一、四民は天尊の御民にて、国王も得て私すべからず、人倫ありておのおの所作を営に、先農業なり、人は食なければ命なし（中略）、しかるに末代の人、百姓農人といへば、大小貧富の差別なく、これを下品として賤しめ、町人の富るものを、富貴の人と敬ひ重んず、是をいかにといふに、末代世の中金銀つかひと成て此来、天下の金銀宝貨、皆商人主どりて、米穀諸色価の高下、皆商人の定る事となり、世界の金銀ことごとく町人の手に落集り、世上の華美、多くは町人の風俗より始り、花車風流のあそび多ければ、いつとなく百姓は風俗いやしく見えて、人に侮られ、賤しめらるゝ世となれり、この賤しめらるゝ風俗こそ、百姓長久の本なるを幸とおもひ、いよいよ我慢奢侈のふるまひなく、四民の下座に謙りて、公の掟を恐れ謹み、子孫の驕をいましめ、農業怠りなく正直をまもり、家内の人を恤み恵み、郷党の交り信実を本とし、誠の道にかなひなば、祈らずといふとも、農祖神の御守り、豈むなしからんや

まず、以前には、百姓は士農工商の四民すべてを指していたが、ある時期より、農人を百姓、工商を町人というようになった、という説明がなされる。近世の学者にとっても、百姓・町人という区分と、士農工商という区分の関係が明確に整理されていなかったといえるのではないか。そして、百姓は農人を言い換えたものとして使われている。

『町人嚢』と同様に、職分としての「士農工商」の論理が基本である。後半は、商工業が進み、都市の風俗が広まるにつれて、農人、農業を蔑視する考え方が強くなったということに関する如見の説明をやや長く引用した。如見はこうした世間の考え方に対して、農人の仕事の重要性を説き、社会的地位は低くとも、その地位に甘んじて誠実に暮らし、「身の程を楽」[18]しめと勧めるのである。

如見の両著は、町人（主として商）、百姓（農）の処世訓ではあるが、武士に支配される百姓・町人ではなく、社会にとって不可欠な職務を遂行する存在、言い換えれば「平民」としての農人、商人・職人の存在を謳い上げたものになっている。そこには、自信に満ちた農民像、商人像が描き出されている。例えば農人について、「農に大小の品かはりあり、いづれもおのおの身の分際を弁へ知て、少も驕慢の振舞なく、謙下質素を本として、懈（おこた）る事なきときは、衣食豊饒にして、身は下位に在ても、その意は上位に等しく、誠実正直を守りなば、小農も大農に至りなん事、うたがひなかるべし」[19]という楽観性が顕著である。江戸時代の庶民たちが、こうした主張に勇気づけられ、強い共感を持って読んだことは十分に理解できる。何回も版を重ね、幕末に至るまで、大変広く読まれたといわれている。[20]そして、そこで使われた論理が「士農工商」論であったことに、注意しておきたい。その背景としては、「士農工商」論の基礎となる儒学の普及はいうまでもないが、他方で、如見が活躍した元禄・享保期には、「元和偃武」後一〇〇年の平和のもとで、中世のような権門への依存なしに、また近世後期のような藩の専売制からの統制もなく、城下町および全国における市場経済を前提とした自立的な農工商の産業発展があり、その生産者たち、商人たちが如見などの著作を受け入れたといってよいであろう。職分的「士農工商」論は、発展期の小営業者のイデオロギーとして機能したといえるのである。

ただし、先に触れたように、如見においても身分論としての「士農工商」論が見られることは事実である。それは、四民の区別の日中比較論にも示されている。[21]

唐土は四民の差別、本朝のごとく定りたる家業高下の次第なく、士にして農商を営むあり、農にして工商なる者あり、又都て四民とも学文して其才智の厚薄次第を、禁中にて試みられ、学才器量の大小高下にしたがひ、官位に進み挙らる、これ及第といふ、此故に庶民下輩といへ

ども、学文をはげみて、高官に至り、天子の大臣となりて、天下の政道をも主どれる作法なり、本朝はこれに同じからず、いかに学才智徳の人、下にありといへども、官位に昇り、天下の政事を主どる事、古今例なし、偶農商の家より、学才の人出来るといへども、皆諸国大名の、儒者医師と成て仕ふるまでにて、国政にあづかることを得ず、是本朝唐土学者の不同なり

科挙制度にもとづく中国の国家体制と日本の制度の違いが的確に意識されている。しかし、上記の文章からも、如見に厳密な身分制としての「士農工商」という理解があったとは言いにくい。如見は、「近代は百姓・職人いづれも商売をなせり。武士にもおよそ商売に似たる類のことなども又有にこそ。夫商のみちとは金銀をもつて物を買とり、利倍をかけてうれる事をのみいふにあらず。商の字の心は商量といひて、物の多少好悪をつもりはかりて、用をなし利徳を得るは、みな是商の類なり」[22]と考えており、基本的には、身分論ではなく職分論として「士農工商」を把握していたといえるであろう。

四

統治者の側の論理としての「武士・百姓・町人」論、これに対して、農民や商人が自らの存在意義を主張する職分的「士農工商」論のその後の展開を展望しておきたい。

「武士・百姓・町人」論における支配の正統性の原点は、武士による武力の独占、平和の達成以外にはあり得ない。武士の支配が当然のことであった『本佐録』の段階では、その点に触れる必要はなかった。そもそも、「百姓」・「町人」という言葉自体が、支配関係を前提としているので、それらの言葉では支配の根拠を論じることができなかったともいえるであろう。統治者は「天道」を体現すればよかったのである。しかし、「農工商」の庶民が自立的な存在意義を主張し始め、さらに後述するような社会矛盾が顕在化し始めると、正統性の議論を始めざるを得ない。近世後期の地方書の代表作といわれる『地方凡例録』(寛政六年、大石久敬著)冒頭の「地方総論」における論理を検討しておきたい。[23]

我国の中古君臣の階定まりしより、文武両道に分れ、文官ハ内を治め、武官ハ外を制し、文を以て懐け、武を以

て威し、万民を治む、其始め四姓より出て公家二十姓、武家八十姓と分下し四民ともに都て百姓たり、上古ハ兵農分れず、士も東耕西収の務を励ミ、公納家用の有余を以て飢饉の備へ兵乱の用に充つ、中古兵農分れてより士ハ国政に与り乱を鎮め下を平治し、民をして安全ならしむ、其功三民に冠たり、故に今ハ耕農を業とする者のミを百姓と唱へ、其外工商の階ありて各自の業を営むといへども、何れも衣食住の三を離るゝことなく、若し此一を欠くときは、忽ち万民凍餒して一日片時も生活すること能わず、其中にも食を以て最第一の物とし、其五穀の本は百姓にありて、農を務め外三民を養ふ……（中略）……四民産業の根本なり、因て百姓は万古不易にして、百姓の二字を御宝と訓じ天下の根元なり、然れども士は上に居て三民を司り国事を務む、士なくんば下治ることなし……（以下、略）

すなわち、中世において兵農が分かれ、武士が統治権を掌握することによって、それまでは四民すべてが百姓であったものが、「士」は他の三民より上位に位置するようになり、現在では農民だけを百姓というようになった、と説明される。なぜ「工商」が百姓から分かれたのか、についての言及はない。次に、農を勤める百姓は、他の三民を養うので、四民の産業の根本であると論じられる。しかし、直ちに、武士は三民の上にあって国政を担当し、最も重要であることが、強調される。

これは、統治者の立場からの「武士・百姓・町人」身分論を基礎として、そこに生産者の立場からの職分的「士農工商」論を取り込んだ、折衷的な議論といえるであろう。そのため論理がわかりにくくなっている。すなわち、武士が兵権を独占することによって、「百姓」（＝士農工商）から分離したこと、そして支配者の位置についたことは説明するが、これは「武士・百姓」論である。そこから『本佐録』のように「百姓は年貢を納める存在である」という議論が展開すれば筋が通る。しかし実際には、現在では「農」だけが百姓と呼ばれるという説明が来る。論理的には、「百姓」から「士」が分離された後は、農工商の三民が百姓に残っているはずで、論理の飛躍となっている。次に、「農」が産業の根本であるという、職業としての農業の重要性を論じる。当然、武士が身分的に上位に位置することを論理的に説明する必要が生じる。それを、武士は国政を担当し「士なくんば下治ることなし」という、機能論

が持ち込まれる。「農」をその機能によって全産業の根本であるという説明をしたために、武士についても機能論を展開せざるを得なくなったのである。もともと職分としての「士農工商」論はそれぞれの仕事の対等性が根本にあるだけに、機能論を持ち込んだ分だけ、武士の上位身分としての正統性の論拠が弱くなったといえるであろう。

他方において、如見が描いたような、対等な職分としての「士農工商」論の方も、問題がなかったわけではない。すなわち、四民のそれぞれが職務を果たすことによって、社会全体として繁栄を謳歌できるような状態は、実際には続かなかった。例えば享保期以降顕著になってきた物価問題、いわゆる「米価安の諸色高」という現象は、士農工商相互間の利害を鋭く対立させた。太宰春台『経済録』（享保十四年）巻五の叙述を紹介する。[24]

米ノ価ノ高下ハ、民ノ利病ノ懸ル所也、国ヲ治ル人、心ヲ尽シテ思慮セズバ有ルベカラズ、凡四民ノ中ニテ、農人ハ穀ヲ作出ス者也、租ヲ納テ其餘ヲ食シ、又其餘ヲ売テ諸色ノ用ヲ調フ、士人ハ君ヨリ田禄ヲ賜ハリ、此禄ヲ以テ、衣食ヨリ以下諸色ノ用ヲ足ス者也、工人ハ器物ヲ作リ、四体ヲ動シテ米ニ易ル者也、商賈ハ貨物ヲ売テ米ヲ糴フ者也、是四民ノ内ニテ、士ト農トハ米ヲ糶ル者也、工商ハ米ヲ糴フ者也、サル故ニ米ノ価貴ケレバ、士ト農トニ利アリ、工ト商トニ害アリ、米ノ価賤ケレバ、工ト商トニ利アリテ、士ト農トニ害アリ……（以下略）

米価問題では必然的に士農と工商の利害は一致しないのである。このような問題、社会矛盾は、「武士・百姓・町人」論、つまり江戸時代の制度的な身分論では把握できない。「士農工商」論は、如見においては、農工商それぞれの職分の意義を主張する論拠となったのであったが、他方で、農業と商工業間の利害対立というような経済問題、社会矛盾を認識するための視点も提供したといえる。いわば、社会認識論としての「士農工商」論である。

統治者の側も、否応なく、この「士農工商」論を使って問題を考えざるをえなくなっていく。そのなかで、「士農工商」を身分として把握し、同時に、社会批判の道具として使う論調が現れてくる。近世後期、町人の影響で奢侈が広まり、農業が衰退する傾向を厳しく批判した藤田幽谷『勧農或問』（寛政一一年）の一節を紹介したい。[25] 幽谷は「四弊」（煩憂、横斂、力役、兼併）を改めれば、農業は利を生むようになるが、それだけでは不十分だとして、次の

ように論じる。

猶又一法を設けて農を利するのみにあらず、これを貴び、商賈をば是を抑へ且賤しむべし、士農工商の次序を以四民の格を明らかにし、且其種類を定め、百姓町人かたく婚姻を通ずべからず……（中略）……（商人は）人別帳にも御百姓とは別にして、帳の末へ記させ、此商人は何程富たりとも、田地を取に限ありて、百姓一軒前の半分とか、三分一・四分一ならでは持たせることを禁じ、いかに著姓旧族たりとも、既に商人と定る上は、小百姓の下座と定めて是を辱しむべし……（後略）

他の論者にも広く見られるような、五穀を産み出す「農」が経済的な意味で根本的な本業であり「工商」は末業であるという考えをより徹底させて、「士農工商」を身分的な序列として強制する極端な主張と言えるであろう。本来、「農」＝「百姓」が、「工商」＝「町人」より上位に位置するはずであるにもかかわらず、現実は、金銭万能の時代になり、「農」は「土百姓」と蔑まれていることを憂いているのである。職分的「士農工商」論におけるような、社会にとって必要な職業を遂行するという点で「農人」の誇りを主張するのではなく、他の身分、とくに「商」を批判することによって「農」の復権をはかるという論理構造になっている。同時に、強い商業敵視論のなかで、農と商が峻別されるようになり、如見に見られたような、「近代は百姓・職人いづれも商売をなせり」[26]というような視点は消滅した。百姓＝農民という固定的な「常識」が形成されたと言えるのではないであろうか。

ここに至って、「士農工商」が江戸時代の身分制であり、百姓＝農民という、今日まで続く理解がはっきりと現れて来たということができるであろう。[27]

五

「士農工商」論ノートとして、本小論が立てた見通しを要約すれば、次のごとくである。①近世初期においては、『本佐録』に見られるような、「武士・百姓（・町人）」論が統治者の立場からの身分論として論じられた。②元禄・享保期、農工商の小営業者としての誇りを主張する職分的「士農工商」論が現れる。③ほとんど同じ頃から、社会矛盾の顕在化にともない「士農工商」論が社会認識の手段として用いられる。④近世後期、統治者からの「武士・百姓・町人」身分論と「士農工商」職分論の混在から、商業

敵視論の影響のもとで、「士農工商」論が身分論として考えられるようになる。以上のような理解である。

さて、明治政府の江戸時代身分制の認識は、『勧農或問』に見られたような、身分制としての「士農工商」であった。「四民平等」というスローガンがそれを端的に示している。しかし、以上に述べてきたように考えれば、「士農工商」が江戸時代の基本的な身分であるという考え方は、近世後期に現れたイデオロギーにすぎなかったのであり、当然、「四民平等」も新たなイデオロギーであったというべきであろう。少し調べればわかるように、文字通りの「四民平等」、つまり「士農工商」の身分を廃止するというような法令はない。江戸時代の身分制は、「武士・百姓・町人」なのであるから、そのような法令はあり得ないのである。

「四民平等」のイデオロギー性は、武士の廃止を意味するところの「徴兵告諭」に明確に現れている(28)。

我朝上古ノ制海内挙テ兵ナラサルハナシ、有事ノ日天子之カ元帥トナリ丁壮兵役ニ堪ユル者ヲ募リ不服ヲ制ス、役ヲ解キ家ニ帰レハ農タリ工タリ商賈タリ、固ヨリ後世ノ双刀ヲ帯ヒ武士ト称シ抗顔坐食シ、甚シキニ至テハ人ヲ殺シ官其罪ヲ問ハサル者ノ如キニ非ス……（中略）……保元平治以後朝綱頽弛兵権終ニ武門ノ手ニ墜チ、国ハ封建ノ勢ヲ為シ人ハ兵農ノ別ヲ為ス、後世ニ至リ名分全ク泯没シ其弊勝テ言フ可ラス、然ルニ大政維新列藩版図ヲ奉還シ辛未ノ歳ニ及ヒ遠ク郡県ノ古ニ復ス、坐食ノ士ハ其禄ヲ減シ刀剣ヲ脱スルヲ許シ四民漸ク自由ノ権ヲ得セシメントス、是上下ヲ平均シ人権ヲ斉一ニスル道ニシテ則チ兵農ヲ合一ニスル基ナリ、是ニ於テ士ハ従前ノ士ニ非ス民ハ従前ノ民ニアラス、均シク皇国一般ノ民ニシテ国ニ報スル道モ固ヨリ其別ナカルヘシ……（後略）

ここでいわれている内容は次の通りである。まず、古代、天皇の親政のもとで、四民すべてが兵役に服す「百姓（ひゃくせい）」の時代があったが、中世、武士の登場により、兵権は武家の独占するところとなった。近世（「後世」）においては武士は堕落して「抗顔坐食」し、弊害の著しい時代であった。明治維新によって、廃藩置県が行われ、武士の兵権独占は廃止された。そして、四民平等となった以上、国家への兵役義務も平等に果たすべきである、というのである。徳川体制を否定し、新国家体制をスタートさせた明治政府は、当然ながら、江戸時代を実際以上に否定的に描

き、自らの体制の正統性を強調した。いわゆる「作られた伝統 invented tradition」である。

ここには、ある種の逆説が見られるように思われる。『本佐録』に見られるような「武士・百姓（・町人）」論においては、百姓・町人はあくまで被治者の身分であった。しかし、統治者が被治者の再生産を保障する、という責任論理も含まれていた。職分的「士農工商」論は、まず、身分的上下関係から離れて、農工商の自立的な職業としての存在意義を主張するものであった。社会矛盾の顕在化とともに、統治者の立場から「武士・百姓・町人」身分論と「士農工商」職分論が折衷され、身分制論としての「士農工商」論が出来上がる。このような経過の中で、武士の統治者としての責任論理は希薄化し、百姓の側から、年貢と引き替えに再生産の保障を要求するという論理も、後退せざるを得なかったように思える。一種の、平等化の進展である。明治政府は、このようなイデオロギーの延長上で、武士の無能を強調し、四民平等のスローガンを打ち出した。そのスローガンは幕末の世直し一揆の中で展望された世界像といく分か重なるものでもあった。しかし、そのもとで、かえって「四民平等」に国家への奉仕が一方的に要求されることになる。国家に対して、納税者としての権利を主張するというような近代国家として構造は実現しにくかったように思えるのである。つまり、四民の職分としての平等性を主張する議論が、身分論としての「士農工商」論に転化することにより、統治者と被治者の関係がやや不明確になり、それを前提とした「四民平等」というスローガンは、容易に「四民平等」に国家に奉仕するという論理に読み替えられることになったのではないか、と考えるものである。

（1）辻達也『江戸時代を考える』（中公新書、一九八八年）八六頁。
（2）網野善彦『続・日本の歴史を読みなおす』（筑摩書房、一九九五年）。
（3）深谷克己『百姓成立』（塙書房、一九九三年）六八〜八二頁。
（4）峰岸賢太郎『近世身分論』（青木書店、一九八九年）七二〜八八、二一九〜二三〇頁。
（5）高木昭作「幕藩初期の身分と国役」（『歴史学研究』一九七六年別冊。後に、同『近世国家史の研究』岩波書店、一九九二年、所収）。朝尾直弘「近世身分制と賤民」（『部落問題研究』六八、一九八一年。後に、同『都市と近世社会を考える』朝日新聞社、一九九五年、所

収)。

(6) 大島真理夫「江戸時代に『農』という身分はあったのか」(日本農書全集・第四三巻・月報、一九九七年二月)を参照。

(7) 日本経済大典・第三巻所収。

(8) 同前、二一頁。

(9) 『徳川禁令考』前集第五、二七八九号。

(10) 領主からの恩恵、百姓の歎願という論理の基盤である。Irwin Scheiner, "Benevolent Lords and Honorable Peasants: Rebellion and Peasant Consciousness in Tokugawa Japan", in Tetsuo Najita and Irwin Scheiner ed., *Japanese Thought in the Tokugawa Period 1600–1868*, Chicago: The University of Chicago Press, 1978.

(11) 深谷、前掲書(注3)、一八～一九頁。

(12) 宮崎安貞『農業全書』(日本農書全集・第一二巻)四六～四七頁。

(13) 『百姓伝記』(同前・第一六巻)四四～五五頁。

(14) 同前・第一七巻、三五〇頁。

(15) 西川如見『町人嚢』(日本思想大系59『近世町人思想』岩波書店、一九七五年)八七頁、頭注。

(16) 同前、八七～八八頁。

(17) 西川如見『百姓嚢』(日本経済大典・第四巻)四九四頁。

(18) 同前、五二二頁。

(19) 同前、四九五頁。

(20) 西川、前掲書(注15)、解説(中村幸彦)、四一二～四一六頁。

(21) 西川、前掲書(注17)、四九五～四九六頁。

(22) 西川、前掲書(注15)、八八～八九頁。

(23) 大石久敬『地方凡例録』上巻(大石慎三郎校訂、近藤出版社、一九六八年)、五～六頁。

(24) 太宰春台『経済録』巻五(日本経済大典・第九巻)五〇二頁。

(25) 藤田幽谷『勧農或問』(日本経済大典・第三二巻)二七五頁。

(26) 注22参照。

(27) 植松忠博「士農工商論における中・日比較」(『国民経済雑誌』一七三巻四号、一九九六年四月)は「士農工商」論に関する貴重な研究であるが、荻生徂徠、太宰春台の段階で身分序列としての士農工商論が典型的に現れたとする点で、本稿と理解を異にする。

(28) 『法令全書』明治五年。

〔付記〕 本稿における議論は、大阪市立大学大学院経済学研究科研修生(カリフォルニア大学バークレイ校歴史学科大学院生)ダニエル・スチュワート氏との対話から大きな刺激を受けたことを付記し、謝意を表する。

(おおしま まりお・大阪市立大学教授)